

提言4.農地中間管理機構と連携した新たな基盤整備事業の創設

提言5.農地耕作条件改善事業における集約農業型高収益作物導入促進対策の創設

(1) 面積要件の設定

新たな基盤整備事業（都道府県営事業）の骨格

	現行	新たな基盤整備事業
対象農地	規定なし	農地中間管理機構が借り入れた農地のみ
対象区域	A+B+C+D（複数の団地で構成）	A, B, C, D（団地単位）
団地とは <small>道路等で分断されず連続した農地で形成される範囲</small>		
面積要件 (中山間地域)	20ha以上 (10ha以上)	検討中
地元負担	あり	なし
土地改良法手続（同意）	必要	不要

中山間地域の面積要件が課題

中山間地域の1団地あたりの農地は、小規模であり、面積要件の設定にあたっては、**地域の実態を踏まえた要件**とすることが必要

中山間地域等直接支払制度の団地構成

面積	A市		B町	
	団地数	割合(%)	団地数	割合(%)
5ha以上	1	0.3	5	2.2
4~5ha	1	0.0	2	0.9
3~4ha	4	1.2	9	4.0
2~3ha	7	2.2	5	2.2
1~2ha	40	12.3	25	11.1
1ha未満	272	84.0	179	79.6
計	324	-	225	-

1団地当たり面積 0.5ha 0.7ha

一方で

中山間地域において、農業クラスターの形成に向け、**販売額1億円以上を上げる中規模程度の施設園芸団地**を推進していくためには、**1団地あたり2ha程度**の整備が必要

(参考) 販売額1億円の施設面積規模
・ミョウガ 2.0ha
・ナス 2.7ha

提言内容1

中山間地域等の条件不利地においては、**2ha程度以上の面積要件**とすることを提言します。

(2) 放置された農業用施設等の撤去費の補助対象化



農地中間管理機構が借り入れるためには**所有者が撤去する必要がある**

事業推進に支障

提言内容2

農地中間管理機構が借り入れた農地において、**既存の農業用施設**(ハウスや農作業小屋等)の**撤去費**について所有者負担を伴わないよう**補助対象**とすることを提言します。

農地耕作条件改善事業（H27制定）

農地中間管理事業の重点実施区域を対象に、**農地集積の促進**と**高収益作物への転換**を図るため、多様なニーズに沿った**きめ細かな基盤整備**を実施

使い勝手の良い事業として市町村からも好評

更なる推進

中長期にわたって、**地域に根差した農業**を実現していくためには

高収益作物の中でも、特に**収益性が高い「施設園芸」**の導入推進が必要

園芸団地の確保に向け、円滑に事業を推進するためには

基盤整備事業の**農業者負担金の軽減**が必要

提言内容3

農地耕作条件改善事業(基盤整備)において、「施設園芸」の作付増加割合に応じて**促進費**を助成する「**集約農業型高収益作物導入促進対策**」(仮称)を創設することを提言します。

(例)受益面積5haの場合

整備前



整備後

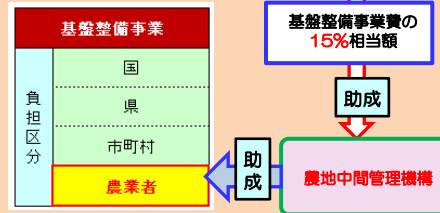


3.0ha増加

3.0ha/5.0ha = 60%増加

集約農業型高収益作物導入促進対策（仮称）

受益面積に対する高収益作物(施設園芸)の作付面積の増加割合	助成割合
+80%以上	20.0%
+60%以上+80%未満	15.0%
+40%以上+60%未満	10.0%
+20%以上+40%未満	5.0%



(参考)高知県の取組

農業クラスターを推進するため、「次世代園芸施設」の導入に伴う**基盤整備事業の農業者負担をゼロ**とする単独事業を創設

園芸団地整備円滑化事業（H28創設）
事業内容：農業クラスター計画に基づく、**基盤整備事業の農業者負担を軽減**
補助先：農地中間管理機構
補助対象：基盤整備事業の農業者負担相当額
補助率：20%以内